

## 1 募集の趣旨

逗子市では、放課後児童クラブの利用希望の増加及び過去からの待機児童の発生状況を踏まえ、逗子小学校区内に補助型放課後児童クラブを設置し運営する法人を募集します。

## 2 応募資格

次の全ての条件を満たすこととします。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を、児童福祉法及びその関係法令を遵守して適正に運営できる法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しない団体であること。
- (3) 納付すべき税を滞納していない法人であること。
- (4) 法人が過去5年以内に3年以上連続して赤字を計上していないこと。
- (5) 法人が債務超過でないこと。
- (6) 逗子市暴力団排除条例（平成23年逗子市条例第15号）第2条に定める暴力団若しくは暴力団員の統制の下にない、又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しない法人であること。
- (7) 本補助決定された場合は開所後同法人が直接運営すること。
- (8) 申請主体の管理又は運営する他の子育て関連事業において、過去に児童の死亡事故又はそれに準じる重大な事故を起こしていないこと。
- (9) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を1年以上運営した実績を有する法人であること。

## 3 基本的事項について

補助型放課後児童クラブについては、逗子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年逗子市条例第5号）を満たす事業であって、かつ逗子市補助型放課後児童クラブ事業実施要綱（以下「市実施要綱」という。）の内容を実施するものとします。

ただし、塾やスポーツクラブ等を主たる目的とするものは認められません。希望者への付帯事業として実施することは妨げません。

なお、補助型放課後児童クラブの施設整備・運営を行うにあたっては、次の運営指針等をご確認いただき遵守してください。

- ・ 放課後児童クラブ運営指針（厚生労働省策定）
- ・ 放課後児童健全育成事業実施要綱（厚生労働省策定）
- ・ 逗子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・ 逗子市補助型放課後児童クラブ事業実施要綱
- ・ 逗子市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱

#### 4 補助型放課後児童クラブ事業の主な実施内容等

補助型放課後児童クラブ事業について法人が行う業務は次のとおりです。

- (1) 利用児童の募集及び入所の承認等に関する業務
- (2) 事業の実施場所の確保、事業の実施のための適切な環境の設定
- (3) 補助型放課後児童クラブ事業の運営・活動等に関する業務
  - ① 児童の健康管理、情緒の安定の確保に関すること
  - ② 出欠確認をはじめとする児童の安全確認、保育実施中及び来所・帰宅時の安全確保に関すること
  - ③ 児童の所在及び活動状況の把握に関すること
  - ④ おやつを提供すること
  - ⑤ 遊びのための適切な備品や消耗品の用意
  - ⑥ 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施に関すること
  - ⑦ 災害時における保護者との迅速かつ円滑な連絡体制の構築に関すること
  - ⑧ 災害時における緊急対応（マニュアルの作成、定期的な避難訓練の実施等）に関すること
  - ⑨ その他事業実施に必要な活動等に関すること
- (4) 入所児童の保育料等の請求及び徴収に関する業務
- (5) 所在小学校区のふれあいスクールとの連携等に係る業務
- (6) 保護者・小学校・地域との連携等に係る業務
- (7) その他の業務
  - ① 管理体制の整備等に関すること
  - ② 市及び関係機関との連絡調整業務に関すること
  - ③ 文書の管理に関すること
  - ④ 保険への加入に関すること
  - ⑤ 個人情報の保護に関すること
  - ⑥ 環境への配慮に関すること
  - ⑦ 広報・周知に関すること

#### 5 整備方式

本募集要項で設置する補助型放課後児童クラブは、補助対象事業者が所有若しくは賃貸借契約により確保した物件で行うものです。

#### 6 設置場所の条件等

設置場所、想定定員等については次のとおりです。

- ・ 設置場所： 逗子1丁目から7丁目もしくは、桜山1丁目・2丁目・6丁目・7丁目の範囲内（隣接地も含む。）
- ・ 定員等（登録人数）： 45人以下(将来的なニーズの増加を見込んでいます。)
- ・ 45人の保育室必要面積（出席率75%の場合）の概算： 52㎡程度  
（利用児童1人当たり、概ね1.65㎡）

※上記定員については、市が想定する将来的なニーズも含めた受入人数となります。45人に満たない提案を受け付けられないものではありません。また、放課後児童健全育成事業に加えて、当該児童

クラブに通所する児童を対象とした児童の健全育成に係る法人の自主事業を実施していただくことも可能です。

※保育室面積とは、児童クラブ全体の面積から、トイレ・事務室・静養室等の施設や、ロッカー・下駄箱等の設備を除いた、児童の遊びや生活の場の専用の面積をいいます。

## 7 運営の条件

次の全ての条件を満たすこととします。

### (1) 定員等規模

・「6 設置場所の条件等」に記載のとおりであり、対象児童は市実施要綱に定める保護者が就労等により昼間家庭にいない児童とします。

### (2) 開所日及び開所時間

・開所日・開所時間については、次のとおり。なお、午後 6 時以降は延長時間として延長料金を徴収することができます。次に掲げる開所時間の前後の時間に更に延長保育を行うことも可とします。

(平日)月曜日から金曜日小学校の授業終了時から午後 7 時まで

(学校休業日等)土曜日及び小学校休業日午前 8 時から午後 7 時まで

※各児童が在籍する各小学校の臨時休校日も開所します。

※休所日については、「日曜日」「国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日」「1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 29 日から同月 31 日まで」となります。

### (3) 開所時期

令和 2 年 4 月 1 日の開所とします。

### (4) 保険加入

児童を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等の必要な損害保険に加入すること。

### (5) 利用料等

運営法人は、保育料として、運営法人が定めた応分の負担を徴収することができます。

また、開設時間の延長等のサービスを実施する場合やその他の事業等により実費等新たな負担が必要となる場合は、別途料金を徴収することができます。

なお、入会金・入所金についても徴収することができるものとします。

### (6) 近隣住民対応

近隣住民との良好な関係を確保すること。必ず事開始について事業実施予定地に属する自治会及び近隣住民に説明を行い、その経過を提出すること。近隣住民への説明にあたっては、説明資料等を用意した上で、直接会って丁寧に説明を行うよう努めること。なお、近隣住民との対応については、法人の責任で対応することとし、ご意見等については迅速かつ適切に対応すること。

### (7) 保護者対応

保護者への情報提供及び情報共有を行うとともに、意見、要望を聴く機会を設けること。

### (8) 学校・地域との連携

学校との情報交換、連携を密にし、学校・児童の状況を常に把握するよう努めること。学校に依頼の上、必要な情報を共有する体制を構築することが望ましい。

また、地域住民や関係機関との連携を図り、情報公開及び情報共有に努めること。

#### (9) 入所手続き等

入所申し込みの受け付け、入所判定の決定等は、逗子市の入所選考手法を踏まえて、法人が実施すること。入所申し込みに関するスケジュール及び資料等については、事前に市と協議すること。

#### (10) 経費

児童クラブの施設整備・運営に係る経費については、「8 施設整備及び運営の補助金」の範囲内で市から補助します。不足する経費については、保護者からの保育料及び法人の負担となります。

#### (11) 開所前手続き

児童クラブの開所にあたっては、事前に逗子市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱に基づき、事業開始届を逗子市に提出しなければなりません。

#### (12) 事業の継続性

本事業実施期間は、開所から10年以上とすること。なお、市から開設準備補助金を受けて10年未満で閉所する場合、国の定めに基づき補助金の一部返還を求めます。

### 8 施設整備及び運営の補助金の概要

#### (1) 施設整備の補助金【本募集要領の対象事業】

- ・事業実施場所の環境設定や備品その他に要する費用については、国県の補助金に基づき160万円を上限に市より補助します（申請時の額を上限とします）。補助対象となるのは、放課後児童健全育成事業を実施する諸室等の環境設定、運営に要する備品や消耗品等となります。児童の健全育成に係る法人の自主事業を実施する諸室等に要する費用は対象外となります。また、国県の補助金の規定により、施設整備は令和元年度中に着手し令和元年度中に完了してください。（繰り越しはできません。）
- ・開設前の賃借料は、開所前月に限り補助します。

#### (2) 施設整備の補助金の支払い等【本募集要領の対象事業】

- ・施設整備に係る補助金の支払い時期については、協議の上、決定することとします。

#### (3) 開所後の運営費への補助【令和2年度以降の運営費についての補助】

- ・運営費 国県の補助制度の内、市が予算化した額の範囲内で補助します。  
概要については、参考資料を確認してください。
- ・賃借料 市単独補助として、月額15万円
- ・令和2年度以降の運営に係る補助金の支払い時期については、前金(概算払い(2回程度を予定))での支払いを行い、年度末に精算を行います。

### 9 申請手続き

#### (1) 事前相談

応募を検討している法人は、申請の前に必ず事前相談をしてください（事前相談がない場合は申請を受け付けません。）。事前相談の日時については、調整のうえ決定しますので電話にてご連絡ください。なお、各種通知・要綱等は、法人にて取得してください。

ア相談期間：令和元年10月1日(火)から11月15日(金)まで（土日休日除く）

午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

イ連絡先：逗子市教育委員会教育部保育課 電話046-873-1111(代表)

ウ持参する書類：事前相談依頼書、法人概要・法人の事業概要の分かる資料

エその他：事前相談には、法人運営事業の状況について分かる方がお越しく下さい。

(2) 質問事項

本募集要項への質問を次のとおり受け付けます。

ただし、事前相談を実施した法人からのみ質問を受け付けます。

ア受付期間：令和元年10月1日(火) から11月10日(金)まで

イ受付方法：文書(様式任意)にてFAX又は電子メールで受け付けます。(送信の電話連絡をお願いします。)なお、電話及び口頭による質問は受け付けません。文書には法人名を記載してください。

・受付FAX：046-873-4520

・受付電子メールアドレス：hoiku@city.zushi.lg.jp

ウ回答方法：逗子市のホームページ(本募集ページ)に令和元年11月15日(金)までに掲載します。

エ回答の取扱い：回答は、本募集要項の条件や要件と同等に扱うものとします。

(3) 補助型放課後児童クラブ設置補助事業の応募

申請書類は下記のとおり受け付けます。書類の確認をしますので、提出の際は事前にご連絡ください。郵送での申請は不可とします。また、受付日時を過ぎてからの追加書類の提出や計画変更(図面変更や管理者など保育体制の変更)は、本市から求めた場合を除き、認めません。

ア受付場所：逗子市教育委員会教育部保育課(逗子市役所本庁舎5階)

イ受付日時：令和元年11月1日(金)から11月25日(月)まで(土日休日除く)

午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

ウ提出書類提出書類

種別	注意事項
(表紙) 提出書類一覧表	任意書式。各書類に附番し、一覧表を作成すること。
①補助型放課後児童クラブ設置補助事業応募申出書	第1号様式
②法人概要調書	第2号様式(法人登記事項証明書・定款・役員名簿等の写しを添付すること)
③法人既設の放課後児童クラブ等資料	様式任意。各施設の名称・所在地・定員・開所年月日・保育内容等が分かるもの。
④事業概要書	第3号様式(管理者予定者の履歴書・従事者(採用決定者がいる場合)の資格取得状況が分かるものを添付すること。また、法人の賃貸借契約希望金額を明記すること。
⑤事業計画書	様第4号様式(年間行事予定表を添付すること、また、デイリープログラムについて必ず明記すること)
⑥平面図	平面図は、事業所内の諸室配置及び保育室の面積(壁芯面積及び有効面積)を記載すること。

⑦開所までのスケジュール	様式任意(環境整備、職員の確保と研修手法等についても記載すること。)
⑧補助対象案件概要	様式任意(家賃、備品・消耗品等の購入等、内訳や用途を説明できるようにすること)
⑨収支予算書	第5号様式の1 収支予算書(補助対象事業分) 第5号様式の2 収支予算書(年間運営費見込額)
⑩法人決算書	決算書・申告書一式

※申請書類の様式は、逗子市ホームページからダウンロードしてください。

エ提出部数：正本1部、副本7部。1部ずつA4のフラットファイル等に綴り、①から⑩の番号のインデックスを貼付してください。

## 10 補助対象事業者の決定

補助対象事業者は、逗子市補助型放課後児童クラブ事業開設準備補助金交付対象法人選考委員会の選定を経て逗子市長が決定します。また、選定の流れは次のとおりです。

なお、選定する法人数は1法人とし、応募があった場合でも選定結果により補助対象事業者を選定しないことがあります。

### (1) 応募資格審査

提出された申請書類について、応募資格審査を行います。

### (2) 選定

- ・(1)の応募資格審査で応募資格があると逗子市が認めた申請者について、別添の選考基準に基づき選定を行います。選定は申請書類の審査及びヒアリングで行います。
- ・ヒアリング等の日程については別途通知します(ヒアリングは12月上旬を予定。申請者数によりヒアリング等日程が複数日となる可能性があります)。
- ・選定結果については、応募のあった全ての申請者に文書にて通知します。

※ヒアリングに先立ち、申請者が運営している放課後児童健全育成事業を見学することがあります。

## 11 スケジュール

募集開始から開所までのスケジュール概要は次のとおりです。

日付	内容
令和元年10月1日(火)	募集開始・事前相談開始
11月1日(金)	申請受付開始
11月8日(金)	事前相談受付終了、質問受付終了
11月15日(金)	質問に対する回答掲載
11月25日(月)	申請受付終了
12月上旬	ヒアリング、選定
12月中旬	事業実施者決定通知送付
12月中旬から令和2年3月31日(火)	開所準備
令和2年4月1日(水)	開所

## 1 2 注意事項

- (1) 提出書類は理由の如何を問わず返却しません。
- (2) 必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- (3) 応募に関して必要となる費用は申請者の負担とします。
- (4) 申請者の提出書類の著作権は、それぞれ作成した申請者に帰属します。なお、選定結果及び提案内容等を公表する場合、その他市が必要と認めるときには、無償で提出書類の一部または全部を使用します。ただし、当市情報公開条例(平成13年逗子市条例第3号)上、法人の正当な利益を害するおそれのあるもの等同条例上公開しないと判断される情報は公開の対象となりません。
- (5) 申請書類は、逗子市情報公開条例における行政文書になることから、同条例に基づく情報公開請求等により公開される場合があります。ただし、法人の正当な利益を害するおそれのあるもの等同条例上公開しないと判断される情報は公開の対象となりません。
- (6) 実施者決定後に、申請内容に虚偽の内容が含まれていることが明らかになった場合、申請内容どおりの履行がされない場合又はその履行が明らかに困難な場合は、選定結果を取り消す場合があります。
- (7) 本募集により実施する放課後児童健全育成事業について、事業開始後から10年以上経過し、将来的に閉所する場合や実施内容の重要な事項(定員、管理者、保育室の配置など)を変更する場合には、1年以上前に市と協議してください。  
特に保育の安定性の面から、管理者については、やむを得ない事情を除き閉所後3年まで異動は行わないこと。ただし、市との協議が整う場合については、この限りではありません。
- (8) 本募集の選定に関して、申請者が逗子市補助型放課後児童クラブ事業開設準備補助金交付対象法人選考委員会委員やその他の本募集関係者と、直接・間接を問わず接触することを禁じます。
- (9) 本募集要項に記載されている法令や通知、条例等が改正・変更された場合は、改正・変更後の内容を適用します。
- (10) 実施場所が確定しないと補助金の交付申請はできません。

## 1 3 問合せ先

逗子市教育委員会 教育部 保育課

所在地 〒249-8686逗子市逗子5-2-16

電話 046-873-1111 (代表)

F A X 0468-873-4520

電子メール hoiku@city.zushi.lg.jp

ホームページ <https://www.city.zushi.kanagawa.jp/>

令和2年度以降の運営費等の補助の概要(令和元年度 国庫補助単価例)

補助対象	補助要件及び補助
基本額	<p>(1) 年間開所日数が250日以上放課後児童クラブ(一支援の単位当たり年額)</p> <p>ア クラブ児童数が1人以上19人以下 2,305,000円－(19人－クラブ児童数)×27,000円</p> <p>イ クラブ児童数が20人以上35人以下 4,484,000円－(36人－支援の単位を構成する児童の数)×25,000円</p> <p>ウ クラブ児童数が36人以上45人以下 4,306,000円</p> <p>(2) 年間開所日数が200日以上249日以下の放課後児童クラブ(一支援の単位当たり年額)</p> <p>ア クラブ児童数が20人以上 2,955,000円</p> <p>イ クラブ児童数が1人以上19人以下 1,681,000円</p>
小規模放課後児童クラブ支援加算	<p>クラブ児童数が1人以上19人以下の放課後児童クラブに対し、上記基本額に下記補助額を加算する。(一支援の単位当たり年額)</p> <p>575,000円</p>
開所日数加算	<p>1日8時間以上開所する放課後児童クラブに対し、上記基本額に下記補助額を加算する。(一支援の単位当たり年額)</p> <p>(年間開所日数－250日)×17,000円</p>
長時間開所加算	<p>基本額の項第1号に掲げる補助を受ける放課後児童クラブに対しては当該基本額に下記補助額を、同項第2号に掲げる補助を受ける放課後児童クラブに対しては当該基本額に下記補助額のうち第1号に掲げるものを加算する。</p> <p>(1) 学校の休業日以外の日において、1日の開所時間が6時間を超え、かつ、利用終了時刻が午後6時を超える放課後児童クラブ(一支援の単位当たり年額)</p> <p>(1日の開所時間が6時間を超え、かつ、利用終了時刻が午後6時を超える時間の年間平均時間数)×392,000円</p> <p>(2) 学校休業日において、1日の開所時間が8時間を超える放課後児童クラブ(一支援の単位当たり年額)</p> <p>(1日の開所時間が8時間を超える時間の年間平均時間数)×176,000円</p>
障がい児受入加算	<p>障がい児の数が1人以上で、かつ、障がい児の受け入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置する放課後児童クラブに対し、上記基本額に下記補助額を加算する。(一支援の単位当たり年額)</p> <p>1,847,000円</p>
賃借料	<p>月額15万円【上限額】</p>



## 返子市補助型放課後児童クラブ事業実施事業者審査基準【案】

### ○基本事項

- ・評価項目は次のとおりとし、各「評価の視点」各項目について審査委員が0点から2点の範囲で採点する。(満点100点)
  
- ・各事業者の総点数を審査委員の人数で除した点数が60点を下回った場合は、失格とする。
- ・各評価項目において1項目以上、各事業者の総点数を審査委員の人数で除した点数が0点である事業者は、失格とする。

### ○評価項目と評価の視点

	評価項目	評価の視点
1	業務の理解度	業務の理解度は十分か
2	提案内容的確性	・業務の実施手段は妥当か
		・検討項目の内容の具体性と質及び量
		・独創性や現実性があるか
		・採用手法の妥当性はあるか
3	コスト	・提案内容にかかるコストの妥当性
		・このコストによる事業の実現性と継続性
4	法人の財政状況	・財政状況は健全か
		・事業遂行上の資金調達力はあるか。
5	事業計画についての基本的な考え方	・健全育成の捉え方はどうか
		・事業計画の立て方はどうか
		・年間、月間、行事等
	デイリープログラムの内容	・事業目的が達成される内容となっているか
		・現実性があるか
		・日々の保育・指導の内容
	年間事業計画の内容	・季節の行事を取り入れているか
		・地域の協力を得る努力をしているか
		・世代間交流を取り入れているか
6	児童の指導に対する基本的姿勢	・児童の状況の把握の視点と手法
		・家庭の状況の把握の視点と手法
	障害児受け入れに対する姿勢	・障害児への理解の程度
		・障害児の保育についての考え方
	健康管理	・健康管理に対する考え方
		・保護者・医療機関・市との連携
7	安全確保・防犯体制について	・安全確保に対する視点と方法
		・防犯、防災対策に対する考え方
		・緊急時の対応
8	衛生面について	・衛生についての考え方と手法

9	おやつについて	・午後7時までの保育に耐えるものになっているか
		・時間配分を考慮しているか
10	内部情報伝達	法令・条例等を的確に理解し、実行しているか
11	保護者との連携	・保護者会に対する考え方
		・個々の家庭との連携に対する考え方と手法
12	学校・地域との交流	・関わり方のスキルがあるか
13	ふれあいスクールとの連携	・事業間連携、デイリープログラムについての考え方
14	指導員について	・指導員を採用する上での視点
		・指導員の就業規則を設定しているか
		・指導員の資質向上を図るための研修についての考え方
	人材確保・育成	・雇用形態は正当か
		・直接雇用をしているか
		・職員の教育内容
15	理解・説得力	・児童、保護者等に対面する場合の対応力
		・理論的で冷静な話しができるか
	協調性	・冷静に議論ができるか
		・反抗的ではなかったか
	資料調達力	・資料、報告書がわかりやすいか
		・誤字脱字などのミスは少ないか
16	情報保護	個人情報保護に対する考え方
17	報告	・苦情に対する考え方
		・事故報告に対する考え方

第1号様式

逗子市補助型放課後児童クラブ設置補助事業応募申出書

年 月 日

(あて先) 逗子市長

所在地

名称

代表者氏名

印

逗子市補助型放課後児童クラブ設置補助事業実施者の募集について、別紙のとおり関係書類を添付して申請します。申請に当たり、逗子市補助型放課後児童クラブ事業実施者募集要項の応募資格を満たしていることを誓約いたします。

また、逗子市補助型放課後児童クラブ事業実施者募集要項の応募資格を満たしていること及び申請書に関するその他の事項について、逗子市長が必要に応じて関係当局に照会することを了承いたします。

●担当者連絡先

住所

所属

担当者名

電話

F A X

E-mail

法人概要調書（返子市補助型放課後児童クラブ事業）

法人名		
主たる事務所の所在地		
代 表 者	氏名（職名、氏名）	
	住所及び電話番号	
法人設立年月日		
法人設立・運営方針		
法人従業員数		常勤 人（内訳：直接雇用【無期】 人、 直接雇用【有期】 人、 派遣職員 人） 非常勤 人（内訳：直接雇用【無期】 人、 直接雇用【有期】 人、 派遣職員 人）
特記事項		

※次の書類を添付すること

- ・法人登記事項証明書
- ・定款等の写し



運営概要	受入人数	登録人数	人／定員	人	開所日数	日／年
	開所時間	平日通常授業時：午前・午後 時 分～午前・午後 時 分				
		土曜日、振替休日、長期休業日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分				
		その他（ ）				
	延長保育	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分、延長料金				円
		午前・午後 時 分～午前・午後 時 分、延長料金				円
	保育料等	入会金				
保育料（月額）						円
おやつ代（月額）						円
その他（ ）						円
学年によって異なる保育料とする場合の保育料、付帯事業を実施する場合は、種別・利用料等を記入すること。						
保育体制	管理者 予定者	氏名			年齢	歳
		※履歴書(様式任意)を添付すること (業務経歴は必ず記載し、職名を記載すること)。				
	従事者	区分	人数	内訳		法人での 勤務年数
				常勤	非常勤	
		施設管理者	1人	1人	—	年
		その他常勤職員	人	人	—	平均 年
		非常勤職員	人	—	人	平均 年
その他（ ）		人	人	人	平均 年	
合計	人	人	人	—		
※従事者(採用決定者がいる場合)の資格取得状況が分かるもの(様式任意)を添付すること。						
従事者の 確保方法	※採用方法等について記載してください。					
従事者配 置の考 え方	※経験者をどの程度配置するかなど、配置の考え方を記載してください。					

※記入欄に書ききれない場合は、別紙に記載することを可とします。

事業計画書(逗子市補助型放課後児童クラブ事業)

法人名 \_\_\_\_\_

1. 保育内容等について

(1) 保育理念・保育方針

(2) 保育内容

【ダイアリープログラムを明記すること(別紙可)】

(3) 健康管理・安全確保についての考え方

【登所と退所・所在確認の方法も記載のこと】

(4) 保護者・地域・学校・市との連携・交流に関する考え方

A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for handwritten notes or answers related to the topic of cooperation and communication with guardians, the community, schools, and the city.

(5) 利用者のニーズの把握・反映についての考え方

A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for handwritten notes or answers related to understanding and reflecting the needs of users.

(6) 料金設定に関する考え方

A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for handwritten notes or answers related to pricing.



## 7 周知・広報に関する考え方

--

## 2. 保育体制について

### (1) 人材育成に関する考え方

--

### (2) 個人情報の保護に関する考え方

--

### (3) 危機管理に関する考え方

--

### 3. 保育施設について

#### (1) 施設管理に関する考え方

#### (2) 保育室の環境設定についての考え方(保育室の環境設定や遊具等の設置・設定の考え方)

#### (3) 近隣住民への説明

※説明会等、実施方法と時期。実施済の場合は、その実績。

## 収支予算書(補助対象事業分)

法人名 \_\_\_\_\_

## 1 収入の部

(単位:円)

項目	予算額	内訳等
逗子市補助金		
自己資金		
計		

## 2 支出の部

(単位:円)

項目	予算額	内訳等
消耗品費		
印刷費		
修繕料		
通信運搬費		
手数料		
賃借料		
備品購入費		
計		

※消耗品は、単価が3万円以下のものとする。

※収入と支出の計は、一致させること。

収支予算書(年間運営費見込額)

法人名 \_\_\_\_\_

※付帯事業を行う場合、付帯事業の予算は含まないこと。

1 収入の部

(単位:円)

項目	予算額	内訳等
逗子市補助金		
保育料		児童数 人
計		

2 支出の部

(単位:円)

項目	予算額	内訳等
人件費		
保険料(傷害保険)		
光熱水費		
修繕費		
研修費		
通信費		
食費		
教材費等		
雑費		
事務管理費		
計		

※収入と支出の計は、一致させること。